

「被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討について」に対する追加資料

(1)被害後、仕事が続けられなくなる現状

地下鉄サリン事件被害者の手記集「それでも生きていく」(1998年3月サンマーク出版)より抜粋

20代・女性被害者の手記

(P.117～119)

(5日目に)退院してから姉や妹たちが住んでいる家に一週間いたあと、自分のアパートに帰りました。そして翌日から会社へ行きました。体は相変わらず回復しないままです。でも自分の仕事を片づけなければと思い、無理をして行きました。(中略)当時担当していた仕事は、支店の20人ほどの社員のうち、私しかできる人がいなかったのでも忙しかったのです。

事件後、初めて出勤した日、私は自分のデスクを見て悲しくなりました。休んでいた(実労日数)10日間にたまった書類が段ボールに入れられ、それが2箱置かれていたのです。(中略)

私は入院していたときから、しばらくはそれまでと同じ仕事量はこなせないと思っていました。だから上司がお見舞いに来てくれたときに、本社から応援を呼んでもらえるようお願いしていたのです。ところが本社の人たちは、「東京に行ってサリンに遭うのはいやだから」と言って来てくれませんでした。私に直接言う人さえいました。とてもショックでした。(中略)

4月、本社の会長から上司を通して「会社をやめてほしい」と言われました。理由は、仕事中に何か症状が悪化したりすると会社の責任になるから、とのことでした。(中略)

最初のころはやさしく「大丈夫？」などと声をかけてくれていた同僚たちも、だんだん態度が変わっていきました。どうしても体がつらくて休んだ翌日、会社に行くと、「平日に買い物ができるからいいわね」と言われました。そのときたまたま新しい服を着ていたせいもあるかもしれませんが、事件当日に着ていた洋服がすべて焼却処分になってしまったために、上京してきた母が買ってくれたものでした。また、(体がつらくてもできるだけ行くようにしていたので)夕方に出勤した日には、必ずとっていいほど「いいねえ、重役出勤で」と言われました。(中略)

残念ながら、会社には私のつらさをわかってくれる人はいませんでした。サリン事件から約3ヵ月後の6月に、私は2年3ヵ月働いた会社を辞めました。

40代・男性の手記

(P.154)

内科の入院は一日だけでしたが、はっきり言って治療の方法がないとのことで、何かあったらすぐきてくれと言われました。

目にも異常があり、縮瞳・視力低下・視野狭窄などの症状がありました。

退院後7, 8回通院しましたが、「これ以上治療しても治らないから様子を見ましょう」と言われ、現在に至っています。(中略)

1996年9月ごろ、通勤途中に日比谷線で人身事故があり、車内に閉じ込められる状態がありました。それまでもサリンの後遺症かもしれないが、地下鉄に乗ることがおそろしく思っていました。ただ早く駅に止まり、ドアが開いてくれと祈っていました。

それ以来仕事の能率が悪くなり、自宅近くの神経内科を受診しました。二週間の診断書を会社に提出したところ、病院の神経科というところに通院し、精神安定剤を服用しているというだけで態度が変わりました。結局1997年1月31日付で退職させられました。

神経科には10月より1週間に1回通院しています。

現在も神経症という症状で、精神安定剤を服用し、家にいる状態です。失業中で、雇用保険も病気のため受けられません。傷病手当を受けているのです。経済的にも苦しく、実家の仕送りを受けています。

生命保険も、第三者の行為によるものなど…という規則や、入院日数が満たない、通院では認めない、保険協会にもそのような事例がないなどとされて適用されませんでした。

20代・女性被害者(意識不明で病院に搬送され11日間入院した)

(P.200)

自宅療養に入っても、眠れないのと声が自分の声に戻っていない状態が残っていた。(中略)

結局、4月いっぱい自宅療養して、ゴールデンウィーク明けから、会社に復帰した。通勤路線を替え、勤務時間帯もラッシュと重ならないようにした。過去に例がないだけに、医者もはっきりしたことは言えず、通院は続いていた。

結局、会社の方は95年11月末付けで辞めた。(中略)

(翌年)4月から看護学校に行くはずだったが、学校側と、通院の話で折り合いがつかず、たった一週間でやめてしまった。しょせん、被害にあった人でないと、あの緊迫した状況はわからないのだろうと思う。学校側も、通院ぐらい大目に見てくれてもいいのに、特別扱いはしないの一点張りで、話はどうどうめぐりし、らちがあかない。仮にも医療人であるのだから、少しはこちらの事情もわかってほしかった。

上記資料提供 地下鉄サリン事件被害者の会 高橋シズエさんより

(2)交通事故遺族(被害者・姉)の立場から

交通事故御遺族 C・S

1. 被害を受けた遺族が置かれる現状

事故後、心身共に追い込まれる遺族

私の弟は、ちょうど1年前、通学途中に、左折する10トントラックに巻き込まれ、心臓と肺を潰されて亡くなりました。大学3年生、たった20歳でした。3人きょうだいの末っ子で、私と上の弟にとって、大切な弟であり、両親にとっては、大切な子どもでした。生きていれば、今年行っていたであろう就職活動の準備に取りかかっていた、未来に向けて前進している、普通の青年でした。

事故当時、私は結婚して、すでに実家から離れて住み、夫婦共働きで、週5日フルタイムで働いていました。事故当日、弟が交通事故で亡くなったと連絡を受けてから、通夜・告別式が終わるまで、なぜ自分が喪服を着ているのか、まったく理解できませんでした。

事故が起きてから2週間後に職場に戻りましたが、最初の1カ月は薄いカーテンの向こうから働いている自分を覗いているような感覚でした。「働く」という実感がもてず、ただ自分の職場での責任を果たすことだけを目指し、毎日ロボットのように職場に向かいました。

「職場の方に迷惑をかけてはいけない」と、必死で事故前と同じように仕事に取り組みようと懸命に努力するのですが、物覚えが悪くなり、一息つくとどうしても弟の死に顔を思い出してしまい、集中して仕事することができなくなってしまい、事故前のように働けなくなってしまいました。

家庭では、家事ができなくなり、三度の食事もおいしいと感じられずどうでもよくなり、周囲の方が心配して声をかけてくるほど、痩せてしまいました。眠りにつくと、誰かに自分が殺される夢、弟が出てきてくれたかと思えば、その弟が夢の中でも死んでしまう夢をみてしまい、熟睡できなくなりました。体調も徐々に悪くなり、休職期間に入った今年の4月までは、毎朝微熱を出しながら出勤しました。

大げさなことを言っていると思われるかもしれませんが、これらはすべて、事故後、私自身に起こってしまったことです。体調を少しでもよくしようと病院にこまめに行ったり、休日は休むよう心がけましたが、自分だけの力でどうしようもありませんでした。このように、事故後大きな精神的、肉体的ダメージを被り、日常生活を普通におくことすら難しくなってしまう遺族は私だけではないと思います。私の家族も、それぞれ似たような精神的・肉体的ダメージを被っています。

働きつつ、警察・検察での遺族調書作成への協力、刑事裁判傍聴、弁護士捜し

を行う難しさ

どうして弟が亡くならなければならなかったのか、事実を知りたい。亡くなった弟のかわりに、かけがえのない生命を奪われた悔しさ、無念さ、加害者への怒りの気持ちを、刑事裁判に関わる検察官、裁判官にわかっていたきたい。事実を唯一知る加害者の言い分だけを聞くのではなく、客観的に捜査を行って頂き、公正な裁判を行って頂きたい。ただそれだけの想いで、警察へ行き捜査状況を伺い、警察や検察での遺族調書作成に協力させていただきました。検察官には何度も面会の機会を設けて頂き、上申書と合わせて、遺族の心情や亡き弟の人となり伝えてきました。けれども、警察や検察で担当官や検察官に面会していただけるのは、平日の 17 時までです。土日が休日という一般的な勤務形態で勤めている私にとって、平日、面会に赴くには、職場に休暇を申請しなければなりません。

そして、警察で「裁判記録を閲覧するには、弁護士を通してもらわないとできない。弁護士さんを早く雇った方がいい」と言われたことを受け、事故後まもなく弁護士探しを始めました。しかし、これまで弁護士と何の関わりを持つこともなかった一市民が、刑事裁判の段階から関わってくださる弁護士を捜し出すことは容易ではありませんでした。何しろ法律相談のほとんどが平日の 17 時までしか行われていませんでした。休日法律相談を行っているところにも行きましたが、それだけでは弁護士を探し出すことができず、ここでもやはり、平日、職場に休暇を申請しなくてはなりません。

結局、事故から 1 年、刑事裁判がやっと集結した現在までに、弟のことで休暇を申請したのは 20 日程度にのぼってしまったこととなります。これが民事裁判になると、たった 5 分、10 分の書面交換の傍聴のために、1 日の休暇を申請することになる、と、他の遺族の方からも聞いています。「だったら傍聴しなければいい。弁護士に任せて仕事に行けばいい」、そのように思われるかもしれませんが。けれども、遺族にとって、亡くなった大切な家族にできることは、刑事裁判を代わりに傍聴すること、民事裁判を起こし、さらに真実を追究すること、それぐらいしかないのです。これも加害者が事故など起こさなければ、全く必要のなかったことです。

遺族は、亡くなった家族のために限られたことしかできない、しかしそのためには職場の理解を得て、何度も休暇を申請しなくてはならない。亡くなった家族への想いと職場への気兼ね、ひいては雇用の安定が図れるのかどうか、経済生活への不安も抱えてしまうのです。

休職に至るまでの困難 休職してからの困難

私自身は、弟が亡くなったことによる精神的なダメージと、それによる著しい

体調不良のため、今年の4月から休職しています。事故当時、担当していた業務が、年度末までかけてやり遂げなければならないものであったため、十分に仕事はできず周囲に迷惑をかけるけれども、とにかく自分に与えられた責任を果たさなくては、との責任感で、昨年度いっぱいには絶対に辞めず、事故前と変わらない姿勢で仕事に取り組みました。

一方で体調不良、精神的な落ち込みはいかんともしがたく、3月以降、勤め続けるのは難しい、これ以上自分が職場にいても迷惑をかけるだけだ、と思い、多くの職場の方に退職の相談をしました。「辞めるのはいつでもできる。とにかく一回休んでみて、それから考えたら」と、周囲の方にアドバイスをいただいたおかげで、退職ではなく、休職の道を選ぶことができました。

しかし休職に至るには、確固たる理由が必要です。私の場合は「反応性うつ病」という診断を現在かかっている精神神経科で受け、診断書を医師に作成していただき、休職することとなりましたが、この病状を的確につかんでくださる医師を探すことが、大変難しいのです。

遺族は精神的につらい状態にあっても、自分の勤務時間外に受診できる精神科の病院がなかなかなく、仕事をしていては病院に行く時間すらありません。また職場に休暇を申請しなくてはなりません。電話帳にはたくさんの精神科の病院が掲載されていますが、犯罪被害者の精神状態に詳しい専門的に医師を探すことは、さらに困難を極めます。

なぜ犯罪被害者のケアを専門にしている医師を受診することが必要なのか。それはこれ以上傷つきたくない、二次被害を避けたいと思うからです。私自身、やっとの思いで最初の精神科を受診したとき「なんだかんだ言っても働くことができてるんだから大丈夫」と言われ、睡眠導入剤を1週間分処方されただけでした。弟が亡くなったことで傷つき、加害者の言動に傷つき、さらにその上、治療が行われる医療機関でも傷つかななくてはならないのでしょうか。

このように、遺族は事故のショックから立ち直ろうと必死にもがくのですが、勤務時間内に病院を受診することの困難さ、適切な医師の診察を受けることの困難さに直面します。たとえ休職できたとしても経済生活が困難になる恐れもあります。

私の場合は、冒頭に述べたように夫婦共働きで経済生活上の打撃がまだ少ないこともあり、休職の道を選択することができましたが、この休職期間中、給与保証は病休の3ヶ月間のみです。むろん3カ月で回復する見込みはなく、7月からは無給の状態となります。決して経済的に楽ではありません。それでも現在は、精神的に少し楽になり、休職させていただいたことは、精神的・肉体的回復を図る上で、とても有効であったと感じています。

また、私のように、家族を事故で喪ったことによる精神的・肉体的ダメージに

よる休職をとったケースが、私の職場では初めてのケースでした。周囲の方も、上司も、理解のある方々に恵まれましたが、それでも事故後の精神的・肉体的ダメージへの理解を得ることは、決して簡単なことではありませんでした。医師の診断書が出たからといって、それでよいわけではなく、なぜ医師にこのような診断書を作成されることになったのか、「反応性うつ病」になぜなってしまったのか、その点につき、周囲の理解を得ることがとても難しいのです。私は9ヶ月間かけて、職場の大勢の方と一人ずつじっくり弟のこと、自分のつらい状況のことを話し、一人ずつ理解者を増やしていきましたが、周囲の理解を得て休職に至るまでには9ヶ月間もかかったということです。それも、遺族自身が自分で行動しなくてはなりませんでした。

また、休職することで、産休や育休と異なり、病休扱いでの休職となるため、キャリア形成上のダメージはまぬがれません。私の場合、事前に上司から説明を受け、了承した上で休職期間に入りましたが、復職後はもちろん給与面で減額があります。職歴上の空白期間ができてしまいます。加害者が起こしたたったひとつの事故が、一人の人間の生命を奪い、奪われた人間の家族の生活を一変させるのです。キャリア形成にまで影響を及ぼすのです。

2. 犯罪被害休業制度の設立

以上のことをふまえ、遺族の一人として、犯罪被害休業制度の設立を要望します。この制度の設立を要望する理由は以下の6点です。

< 犯罪被害者の権利を守る >

犯罪被害者の回復を法制度上で保証する

犯罪被害者の雇用の安定を図る

犯罪被害者の経済生活の安定を保証する

犯罪被害者のキャリア形成を保証する

< 犯罪被害者への社会の理解を促す >

休業制度設立により、医療機関の理解と犯罪被害者のケアを専門とする医師の育成を図る

休業制度設立により、広く世間一般に、犯罪被害者の置かれる状況につき理解を図る

休業制度を設立させることにより、世間の人々が当たり前で保証されている当然の権利を、犯罪被害者にも保証していただきたいと思えます。そして制度設立により、現在は遺族自身の努力がなければ実現することのできない、適切な治療を受けること、なぜ休職せざるをえないのか、職場の方々に理解してもらうことを、当然の

権利として保障して頂きたいと思います。

休業期間など、検討すべきことは多くありますが、まず初めにご理解いただきたいのは、加害者が起こした取り返しのつかない大きな過ちのために、犯罪被害者は社会生活を営む上での当然の権利をも奪われてしまう現実です。

「やられ損」「泣き寝入り」という言葉がありますが、亡くなった者は生きる権利を奪われ、大切な家族を喪った遺された家族は社会生活を送る権利を奪われます。「生命があるだけいいじゃないか」と私たち遺族に向かって言うことはできますか？どうか自分自身のことに一瞬置き換えていただき、犯罪被害者の置かれているつらく苦しい現状にご理解頂き、犯罪被害休業制度の設立にご尽力いただきたく、お願い申し上げます。

以上

(3) 仕事上での被害

交通事故御遺族

職種: 建築

子供: 2人

交通事故: 平成12年4月21日(被害者: 息子17歳)

名誉毀損事件: 平成13年7月~(被害者: 夫、私)

私は高校生の頃から将来は独立して仕事をしたいという目標を持っていました。大学を卒業してから建築の仕事に就きました。

結婚して一旦正社員の仕事は辞めましたが、インテリアコーディネーター養成講座で講師をしていました。ふたりの子供を授かってから、従業員120人くらいの建築設計会社に就職しました。12年間勤めた会社では、設計、インテリアコーディネーター、商品企画、販売促進企画、営業、現場監督、資材仕入れ担当、等あらゆる職種に携わっていました。常に3種類くらいの職種を掛け持ちでこなしていました。忙しく仕事していたのも全て独立する目標があったからです。

子供を育て、仕事をしながらインテリアコーディネーター(昭和60年取得)、2級建築士(昭和62年取得)、キッチンスペシャリスト(平成2年取得)、1級建築士(平成6年取得)などの資格も取得してきました。建築業界の中では実績を認められるようになり、プロを集めた講演会などでも講師を務めておりました。専門誌に記事を書いたりテレビ番組で取り上げられたりして仕事の巾が広がってきていました。会社を辞めても下請け業者と引き続いて仕事ができるように、色んな業者さんと友好関係を築き上げて、会社とも円満な形で退社しました。

会社を辞めて独立すると息子に打ち明けたとき「僕な、ピシッとスーツ着てバリバリ仕事やってるお母さんのことが自慢だったんやで。でももう年なんやから、これからは仕事のペースを落としてポチポチ仕事しいよ。」息子は私のことを気遣って、こんな風に励ましてくれました。

いよいよ独立開業に向けて準備している矢先でした。私は長年の目標であった一級

建築士事務所の開設を目前にして息子を奪われました。業務提携をするはずだった会社との契約を息子の葬儀の日に断りました。契約日は葬儀の4日後に迫っていました。この状態では提携先の会社に迷惑を掛けると判断しました。事務所の開設用に準備していた資金が、葬儀場とお寺への支払いで消えました。

息子が事故に遭う前にテレビ出演の話がありました。インテリア産業協会からの紹介で、協会のプロモーションにも使いたいという出演依頼でした。仕事は事故の後で、キャンセルしようと思っている時に、息子の友達から「おばちゃんテレビに出るんやろ、楽しみにしてたで。『お前等ビデオに撮っとけ』とか言って自慢してたで。」などと言われました。息子が楽しみにしていた仕事なら断れないと思ってなんとかやり遂げました。事故から1ヶ月後でした。しかし、後で思い返すとその時期は自分が何をしているのか、何処にいるのかも分からず、無限空間を漂っているような不思議な感覚の中にいました。現実感がないまま、普通を装ってロケやスタジオ出演をしたことが決定的なダメージになってしまいました。余りにも辛すぎました。息子が楽しみにしていた仕事をなんとかやり終えたら、自分が何のために仕事をしてきたのか、何のために生きてきたのか、私にどんな価値があるのかも分からなくなってしまいました。誠実に仕事をしてきて評価もされてきたはずなのに、もう私に仕事をする価値があるのかも分からなくなってしまいました。

住宅建築の仕事は相手の家庭に入り込んで家族の事情などもつぶさに聞いて打ち合わせをします。その分こちらのことも聞かれるのです。「結婚はしているのですか？お子さんは何人？もう大きいのですか？」必ず聞かれる項目です。そう聞かれるのが怖いのです。聞かれると思うだけで怖いのです。私は確かに子供を二人産んで育ててきました。でも今は一人しかいません。何と応えていいか分かりません。

私は建築の仕事は、お客様にそこで幸せに暮らしてほしいという願いを込めてする仕事だという信念を持っています。私のように何度も被害を受けた者が人の幸せのお手伝いをしてよいものだろうか？という苦悩までも抱えこんでしまい、仕事を再開することができなくなってしまいました。

私は息子と仕事と長年の目標を加害者によって一度に失いました。

また、事故から後、この5年余りの日々を私は心身両面で加害者に振り回されてきました。息子を殺されて日常生活が破壊された状況で、事故捜査の行方を見守り、刑事裁判に関わり、インターネットの書き込みを発見してからまた苦難の道を歩まねばなりません。困難を極めた捜査の進展を見守り、刑事裁判に関わりました。今現在も民事裁判を2件継続中です。現実的にも仕事をするどころではありませんでした。他の誰よりも私の仕事を応援してくれていた息子が、私の社会復帰を一番望んでくれているのではないかと思います。しかし、専門的な知識も使わなければ錆びてきます。時間が経ち年齢が進むにつれて仕事を再開するにも不安の方が募ってきます。精神的な面だけでなく実質的な面でも被害は甚大です。